省　令

○文部科学省環境省令第一号

学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（令和元年政令第九十七号）附則第三項の規定により読み替えて適用される環境情報の提供の促進等による特定事業者等の環境に配慮した事業活動の促進に関する法律（平成十六年法律第七十七号）第九条第一項の規定に基づき、学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令附則第三項の規定により東海国立大学機構が行うものとされる環境情報の提供の促進等による特定事業者等の環境に配慮した事業活動の促進に関する法律第九条第一項の規定による環境報告書の作成及び公表の方法を定める省令を次のように定める。

令和二年三月三十日

文部科学大臣　萩生田光一
環境大臣　小泉進次郎

学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令附則第三項の規定により東海国立大学機構が行うものとされる環境情報の提供の促進等による特定事業者等の環境に配慮した事業活動の促進に関する法律第九条第一項の規定による環境報告書の作成及び公表の方法を定める省令

学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令附則第三項の規定により同令第九条に規定する東海国立大学機構が行うものとされる環境情報の提供の促進等による特定事業者等の環境に配慮した事業活動の促進に関する法律第九条第一項の規定による環境報告書の作成及び公表は、平成三十一年四月一日に始まる事業年度における同令第九条に規定する岐阜大学法人の事業活動に伴う環境への負荷の程度を示す数値を含む環境報告書を作成し、これを当該事業年度の終了後六月以内に公表することにより行わなければならない。

附　則

この省令は、令和二年四月一日から施行する。

規　則

○会計検査院規則第三号

会計検査院法（昭和二十二年法律第七十三号）第二十四条の規定に基づき、計算証明規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和二年三月三十日

会計検査院長　森田　祐司

計算証明規則の一部を改正する規則

計算証明規則（昭和二十七年会計検査院規則第三号）の一部を次のように改正する。

第七十六条第一項中「学長」の下に「又は理事長」を加える。

第八十七条第三項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3　第一項の規定により計算証明情報を送信するときは、次の各号に掲げる証明責任者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める識別符号及び暗証符号を証明責任者の使用に係る電子計算機から入力し、送信しなければならない。

一　第二章及び第三章に規定する証明責任者　第一項に規定する基準の定めるところにより設定された識別符号及び暗証符号

二　第四章に規定する証明責任者　第八十八条第二項の規定により付与された識別符号及び暗証符号

第八十九条を次のように改める。

第八十九条　削除

第九十条第一号中「前条第二項に規定する電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書であって同条第四項に規定する電子証明書を計算証明情報と併せて」を「第八十七条第一項に規定する基準の定めるところにより設定された識別符号及び暗証符号を証明責任者の使用に係る電子計算機から入力し、」に改める。

附　則

この規則は、令和二年四月一日から施行する。

人事院は、国家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号）に基づき、人事院規則一一―八（職員の定年）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

令和二年三月三十日

人事院総裁　一宮なほみ

人事院規則一一―八―四八

人事院規則一一―八（職員の定年）の一部を改正する人事院規則

人事院規則一一―八（職員の定年）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	
別表（第四条関係）	
職　員	年　齢
（略）	六十二年
郵政民営化推進室長、拉致問題対策本部事務局長、ＴＰＰ等政府対策本部の首席交渉官若しくは政策調整統括官、国土強靱化推進室次長、まち・ひと・しごと創生本部事務局地方創生総括官、特定複合観光施設区域整備推進室長、皇位継承式典事務局長、イノベーション推進室イノベーション総括官又は新型コロナウイルス感染症対策推進室長に充てられた内閣審議官	
（略）	（略）

改正前	
別表（第四条関係）	
職　員	年　齢
（略）	六十二年
郵政民営化推進室長、拉致問題対策本部事務局長、ＴＰＰ等政府対策本部の首席交渉官若しくは政策調整統括官、国土強靱化推進室次長、まち・ひと・しごと創生本部事務局地方創生総括官、特定複合観光施設区域整備推進室長、皇位継承式典事務局長又はイノベーション推進室イノベーション総括官に充てられた内閣審議官	
（略）	（略）

附　則

この規則は、公布の日から施行する。